

令和4年度 道内航空需要回復支援事業 概要説明資料

2022年4月

北海道総合政策部航空港湾局航空課

交付要綱の概要

〔概要〕

コロナ禍により落ち込んだ航空需要を早期に回復させるため、空港利用促進協議会や市町村が航空会社等と連携して実施する利用促進や地域振興に係る取組を支援。

項目	内容
趣 旨	航空需要の早期回復のために、空港の利用促進に向けた取組について、予算の範囲内で補助金を交付
補助対象者	空港利用促進協議会(道から負担金等を受ける協議会を除く)等又は市町村
対象事業	○利用促進事業:航空機利用の促進に向けた取組等 ・例:就航地(首都圏等)・空港施設等でのPRイベント、住民利用の促進(PR、モニターツアー、懸賞等)、チャーター便誘致(PR、空席保証等)など ○地域振興事業:就航都市等と連携した取組等 ・例:就航地域との歴史・文化交流事業、ワーケーションなどを活用した地域振興・観光振興に係る事業、地域の商業施設等を活用したPRイベントなど ※国又は道の補助金等の交付対象事業(地域づくり総合交付金等)は対象外
補助要件	航空会社が事業に参画していること
補助率等	1/2以内(上限250万円/事業) ※複数の協議会又は市町村が連携する事業の場合、上限500万円/事業
予算額	3,000万円

対象となる事業について

〔対象事業のポイント〕

①航空会社の参画

- ・対象となる事業は、事業実施にあたって航空会社の参画を条件とします。
参画の例) 航空会社との連携協定事業の実施、航空会社が事業の一部を負担、事業のPRを実施（HP、機内誌など） 等

②複数の協議会等が連携した事業の補助金の限度額増

- ・協議会又は市町村が単独で事業を実施する場合、補助金の上限額は250万円ですが、複数の協議会又は市町村が連携して事業を実施する場合は、航空需要の回復に効果があるとして、補助金の上限額を500万円とします。

③広域的に連携する事業、新規性の高い事業を優先して補助

- ・予算に限りがあることから、航空需要回復のための利用促進に資する広域的に連携した取組や、新たな取組を優先します。
事業の例) 首都圏等において複数空港で連携したプロモーションイベント、Go To 事業と連携した航空機利用促進キャンペーン、ビジネスキャンプ・合宿誘致・ワーケーション等に係る取組 等

○航空会社が事業に参画することをどう証明するのか

→交付申請及び実績報告の際に、事業計画（実績）書において、航空会社との役割分担や連携・協働して実施する内容（実施結果）を記載してください。なお、必ずしも航空会社が補助事業に直接費用負担する必要はありません。

○就航都市等と連携した取組を実施する場合、道外の協議会や自治体が参画してもよいか

→問題ありません。ただし、補助金の対象となる事業は、補助事業者が実施する事業ですので、道外の協議会や自治体、航空会社などが負担する費用は、補助対象経費に含まれません。

○新規性の低い事業であっても、利用促進に資するものであれば対象となるか

→本事業は、落ち込んだ航空需要の早期回復が目的であるため、基本的には、新たに航空需要を回復するための利用促進策に補助することとなりますが、これまでに実施したことのある取組であっても、利用促進に資する事業であることが認められる場合は、補助対象となります。